

令和 7 年 2 月 5 日  
都市整備政策部住宅課

## 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

#### (1) 区営住宅入居資格要件の改正

世田谷区営住宅管理条例ではこれまで、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」は、入居資格要件を満たさないとしていたが、国土交通省関東地方整備局からの通知を受け、世田谷区営住宅管理条例の資格要件の一部を削除する。

#### (2) 配偶者暴力防止等法改正に伴う引用条文の修正

配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項（保護命令）が法改正により、第 10 条第 1 項（接近禁止命令等）と第 10 条の 2（退去命令等）に分かれたことから、東京都営住宅条例に倣い引用条文の修正を行う。

#### (3) 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書に係る改正

国土交通省からの通知「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号）について、改正する旨周知があったため、世田谷区営住宅管理条例の該当箇所についても修正する。

#### (4) 都営住宅の区営住宅への移管に伴う改正

都営住宅の移管に伴い、世田谷区営住宅船橋五丁目アパート 1 号棟及び 2 号棟が設置されるため、条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

(1) 本則第 5 条 2 項に規定する「ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。」を削除する。

(2) 本則第 5 条 2 項 7 号のロを「配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの」に変更する。

(3) 本則第 5 条 2 項 7 号の末尾に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 9 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する女性相談支援センターにより配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は配偶者暴力防止等法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する配偶者暴力相談支援センター等において書面等により配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出があったことの確認を受けている者」を追加する。

(4) 世田谷区営住宅管理条例別表（第3条関係）へ次のとおり追記する。

【名称】 世田谷区営船橋五丁目アパート

【位置】 世田谷区船橋五丁目26番1号及び2号

【戸数】 118戸

附則に世田谷区営住宅船橋五丁目アパートについて追記する。

世田谷区営住宅船橋五丁目アパート1号棟及び2号棟を世田谷区営住宅条例別表（第3条関係）に追記する。

### 3 施行予定日

(1) (2) (3) 令和7年4月1日

(4) 令和7年5月1日

### 4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

### 5 今後のスケジュール

令和7年2月 第1回区議会定例会

4月 世田谷区営住宅管理条例改正の施行

5月 同条例の都営住宅移管に係る改正の施行

## 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区営住宅管理条例 目次省略 第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく世田谷区営住宅（以下「区営住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。 (2) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。 (3) 区営住宅建替事業 区が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。 第2章 区営住宅の設置 (設置)</p> <p>第3条 区営住宅を、別表のとおり設置する。 第3章 使用の申請及び承認 (募集の方法)</p> <p>第4条 区長は、法第22条第1項に定める場合のほか、区営住宅を使用しようとする者を公募しなければならない。 (資格要件)</p> <p>第5条 区営住宅を使用することができる者（第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を</p>	<p>○世田谷区営住宅管理条例 目次省略 第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく世田谷区営住宅（以下「区営住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。 (2) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。 (3) 区営住宅建替事業 区が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。 第2章 区営住宅の設置 (設置)</p> <p>第3条 区営住宅を、別表のとおり設置する。 第3章 使用の申請及び承認 (募集の方法)</p> <p>第4条 区長は、法第22条第1項に定める場合のほか、区営住宅を使用しようとする者を公募しなければならない。 (資格要件)</p> <p>第5条 区営住宅を使用することができる者（第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を</p>

改正後	改正前
<p>含む。以下同じ。) (以下「同居予定者」という。)を含む。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 同居予定者があること。</p> <p>(2) 収入の額が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。</p> <p><u>ア</u> 特に居住の安定を図る必要があるものとして、区営住宅を使用しようとする者又は同居予定者が第3項各号のいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p><u>イ</u> 区営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において区が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p><u>ウ</u> <u>ア</u>及び<u>イ</u>に掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) 区内に居住している者であること。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、同居予定者があることを要しない。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定す</p>	<p>含む。以下同じ。) (以下「同居予定者」という。)を含む。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 同居予定者があること。</p> <p>(2) 収入の額が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。</p> <p><u>イ</u> 特に居住の安定を図る必要があるものとして、区営住宅を使用しようとする者又は同居予定者が第3項各号のいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p><u>ロ</u> 区営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において区が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p><u>ハ</u> <u>イ</u>及び<u>ロ</u>に掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) 区内に居住している者であること。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、同居予定者があることを要しない。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの</p> <p><b>ア</b> 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかの級別に該当する程度</p> <p><b>イ</b> 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかの障害等級に該当する程度</p> <p><b>ウ</b> 知的障害 <b>イ</b>に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで及び同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当するもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者（同法附則第9条の規定により当該認定を受けた者とみなされる者を含む。）</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定</p>	<p>る障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの</p> <p><b>イ</b> 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかの級別に該当する程度</p> <p><b>ロ</b> 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかの障害等級に該当する程度</p> <p><b>ハ</b> 知的障害 <b>ロ</b>に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで及び同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当するもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者（同法附則第9条の規定により当該認定を受けた者とみなされる者を含む。）</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定</p>

改正後	改正前
<p>によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p><u>ア</u> 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p><u>イ</u> 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又は第10条の2</u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p><u>ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センターにより配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター等において書面により配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出があったことの確認を受けている者</u></p> <p>3 第1項第2号<u>ア</u>に掲げる場合は、区営住宅を使用しようとする者又は同居予定者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p>	<p>によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p><u>イ</u> 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p><u>ロ</u> 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 第1項第2号<u>イ</u>に掲げる場合は、区営住宅を使用しようとする者又は同居予定者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるものの場合</p> <p><b>ア</b> 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかの級別に該当する程度</p> <p><b>イ</b> 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の障害等級に該当する程度</p> <p><b>ウ</b> 知的障害 <b>イ</b>に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(2) 第2項第3号、第4号又は第6号に該当する者である場合</p> <p>(3) 区営住宅を使用しようとする者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合</p> <p>(4) 同居予定者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</p> <p>4 区長は、相当と認めるときは、区営住宅を使用しようとする者が現に同居して共同生活を営み、又は共同生活を営むため同居しようとする同性者(規則で定める者に限る。)を同居予定者とみなすことができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、区長は、特に必要があると認めるときは、区営住宅を使用することができる者の資格について必要な制限を加えることができる。</p> <p>(資格要件の特例)</p> <p>第5条の2 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第18条に規定す</p>	<p>(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるものの場合</p> <p><b>イ</b> 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかの級別に該当する程度</p> <p><b>ロ</b> 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の障害等級に該当する程度</p> <p><b>ハ</b> 知的障害 <b>ロ</b>に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(2) 第2項第3号、第4号又は第6号に該当する者である場合</p> <p>(3) 区営住宅を使用しようとする者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合</p> <p>(4) 同居予定者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</p> <p>4 区長は、相当と認めるときは、区営住宅を使用しようとする者が現に同居して共同生活を営み、又は共同生活を営むため同居しようとする同性者(規則で定める者に限る。)を同居予定者とみなすことができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、区長は、特に必要があると認めるときは、区営住宅を使用することができる者の資格について必要な制限を加えることができる。</p> <p>(資格要件の特例)</p> <p>第5条の2 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第18条に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる要件を満たす者を同項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件を満たす者とみなす。</p> <p>2 区営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による区営住宅の用途の廃止により当該区営住宅の明渡しをしようとする第9条第5項に規定する使用者が、当該明渡しに伴い他の区営住宅の使用の申請をした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たす者とみなす。</p> <p>3 前条第1項第2号ロに掲げる区営住宅を使用することができる者は、同項各号（同条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては、同条第1項第2号から第5号まで）に掲げる要件を満たすほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（使用の申請）</p> <p>第6条 区営住宅を使用しようとする者は、区長に対して、使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、公募の都度、1世帯1住宅限りとする。</p> <p>（使用予定者の決定）</p> <p>第7条 区長は、使用の申請をした者で第5条又は第5条の2に定める資格を有するものを使用予定者として決定するものとする。</p> <p>2 区長は、使用の申請をした者が第5条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員に、当該使用の申請をした者と面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p> <p>3 区長は、使用の申請をした者の数が使用させるべき区営住宅の</p>	<p>る市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる要件を満たす者を同項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件を満たす者とみなす。</p> <p>2 区営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による区営住宅の用途の廃止により当該区営住宅の明渡しをしようとする第9条第5項に規定する使用者が、当該明渡しに伴い他の区営住宅の使用の申請をした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たす者とみなす。</p> <p>3 前条第1項第2号ロに掲げる区営住宅を使用することができる者は、同項各号（同条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては、同条第1項第2号から第5号まで）に掲げる要件を満たすほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（使用の申請）</p> <p>第6条 区営住宅を使用しようとする者は、区長に対して、使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、公募の都度、1世帯1住宅限りとする。</p> <p>（使用予定者の決定）</p> <p>第7条 区長は、使用の申請をした者で第5条又は第5条の2に定める資格を有するものを使用予定者として決定するものとする。</p> <p>2 区長は、使用の申請をした者が第5条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員に、当該使用の申請をした者と面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p> <p>3 区長は、使用の申請をした者の数が使用させるべき区営住宅の</p>

改正後	改正前
<p>戸数を超える場合には、令第7条に定める選考基準に該当する者のうちから、公開の抽選により使用予定者を決定する。</p> <p>4 区長は、前項の抽選によりがたい事情があると認めた場合は、使用の申請をした者の一部について別途に公開の抽選を行い、又は抽選によらないで使用予定者を決定することができる。</p> <p>第8条 区長は、前条の規定により抽選を行う場合は、あわせて必要と認める数の補欠者及びその使用順位を公開の抽選により決定する。</p> <p>2 前項の補欠者に対しては、公募した区営住宅について次条第3項又は第5項の規定により使用しない者が生じた場合に、その順位に従い当該公募住宅に限り使用予定者として決定するものとする。</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第9条 使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区が指定する法人を連帯保証人とする場合又は区長が特に認めた場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</p> <p>(2) 保証金として、使用料の2月分に相当する額を納入すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用予定者は、やむを得ない事情により同項の規定により区長が指定する日までに同項に定める手続をすることができないときは、区長が別に指定する日までに同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 区長は、使用予定者として決定された者が第1項に定める手続をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すことができる。</p> <p>4 区長は、第1項に定める手続を完了した者に対して、使用を承認し、入居日を指定する。</p> <p>5 区長は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、前項の規定により指定した入居日後15日以内に入居しないときは、</p>	<p>戸数を超える場合には、令第7条に定める選考基準に該当する者のうちから、公開の抽選により使用予定者を決定する。</p> <p>4 区長は、前項の抽選によりがたい事情があると認めた場合は、使用の申請をした者の一部について別途に公開の抽選を行い、又は抽選によらないで使用予定者を決定することができる。</p> <p>第8条 区長は、前条の規定により抽選を行う場合は、あわせて必要と認める数の補欠者及びその使用順位を公開の抽選により決定する。</p> <p>2 前項の補欠者に対しては、公募した区営住宅について次条第3項又は第5項の規定により使用しない者が生じた場合に、その順位に従い当該公募住宅に限り使用予定者として決定するものとする。</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第9条 使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区が指定する法人を連帯保証人とする場合又は区長が特に認めた場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</p> <p>(2) 保証金として、使用料の2月分に相当する額を納入すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用予定者は、やむを得ない事情により同項の規定により区長が指定する日までに同項に定める手続をすることができないときは、区長が別に指定する日までに同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 区長は、使用予定者として決定された者が第1項に定める手続をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すことができる。</p> <p>4 区長は、第1項に定める手続を完了した者に対して、使用を承認し、入居日を指定する。</p> <p>5 区長は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、前項の規定により指定した入居日後15日以内に入居しないときは、</p>

改正後	改正前
<p>使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>第4章 使用料等 (使用料の額)</p> <p>第10条 区営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第10条の3の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。ただし、次条第1項の収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。</p> <p>4 前条第4項の規定により指定した入居日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、当該入居日から起算して日割により定める。ただし、区長が特に認めた場合は、起算日を別に定めることができる。</p> <p>5 住宅を立ち退いた日(無断で立ち退いた場合にあつては、その事実を区長が認定し、使用の承認を取り消した日)が月の末日でない場合の当該月分の使用料は、その日に至るまでの日割により定める。</p> <p>6 前2項の規定による日割計算は、1月を30日として計算し、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(収入に関する報告)</p> <p>第10条の2 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、区長に対して、収入に関する報告を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者が公営住宅法施行規則(昭和</p>	<p>使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>第4章 使用料等 (使用料の額)</p> <p>第10条 区営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第10条の3の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。ただし、次条第1項の収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。</p> <p>4 前条第4項の規定により指定した入居日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、当該入居日から起算して日割により定める。ただし、区長が特に認めた場合は、起算日を別に定めることができる。</p> <p>5 住宅を立ち退いた日(無断で立ち退いた場合にあつては、その事実を区長が認定し、使用の承認を取り消した日)が月の末日でない場合の当該月分の使用料は、その日に至るまでの日割により定める。</p> <p>6 前2項の規定による日割計算は、1月を30日として計算し、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(収入に関する報告)</p> <p>第10条の2 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、区長に対して、収入に関する報告を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者が公営住宅法施行規則(昭和</p>

改正後	改正前
<p>26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条各号に掲げる者であり、かつ、同項の収入に関する報告をすることが困難な事情にあると区長が認めるときは、当該報告を要しない。</p> <p>(収入の額の認定等)</p>	<p>26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条各号に掲げる者であり、かつ、同項の収入に関する報告をすることが困難な事情にあると区長が認めるときは、当該報告を要しない。</p> <p>(収入の額の認定等)</p>
<p>第10条の3 区長は、前条第1項の収入に関する報告があったときは、当該報告その他の資料に基づき、収入の額を認定し、当該額を使用者に通知するものとする。</p>	<p>第10条の3 区長は、前条第1項の収入に関する報告があったときは、当該報告その他の資料に基づき、収入の額を認定し、当該額を使用者に通知するものとする。</p>
<p>2 区長は、前条第2項に規定する場合においては、省令第9条に定める方法により把握する使用者の収入に関する事項に基づき、当該使用者の収入の額を認定し、当該使用者に対して、その認定した額を通知するものとする。</p>	<p>2 区長は、前条第2項に規定する場合においては、省令第9条に定める方法により把握する使用者の収入に関する事項に基づき、当該使用者の収入の額を認定し、当該使用者に対して、その認定した額を通知するものとする。</p>
<p>3 前2項の規定による通知を受けた使用者は、当該通知を受けた日から30日以内にその認定に対する意見を述べることができる。</p>	<p>3 前2項の規定による通知を受けた使用者は、当該通知を受けた日から30日以内にその認定に対する意見を述べることができる。</p>
<p>4 区長は、前項の意見の内容を審査し、必要があると認めた場合は、第1項又は第2項の規定により認定した収入の額を更正するものとする。</p>	<p>4 区長は、前項の意見の内容を審査し、必要があると認めた場合は、第1項又は第2項の規定により認定した収入の額を更正するものとする。</p>
<p>5 区長は、第16条の2の規定により同居の承認をする場合において、当該承認に伴い、第1項又は第2項の規定により認定した収入の額が令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したとき(第5条第3項に定める場合に該当しなくなったことにより収入超過基準(第21条の2第1項に規定する金額をいう。以下同じ。)を超えることとなったとき、及び新たに第5条第3項に定める場合に該当することにより収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入の額を認定するものとする。</p>	<p>5 区長は、第16条の2の規定により同居の承認をする場合において、当該承認に伴い、第1項又は第2項の規定により認定した収入の額が令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したとき(第5条第3項に定める場合に該当しなくなったことにより収入超過基準(第21条の2第1項に規定する金額をいう。以下同じ。)を超えることとなったとき、及び新たに第5条第3項に定める場合に該当することにより収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入の額を認定するものとする。</p>
<p>6 前項に定める場合のほか、規則で定める事由により第1項又は第2項の規定により認定した収入の額が令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したときは、使用者は、その収入の額の認定を求めることができる。</p>	<p>6 前項に定める場合のほか、規則で定める事由により第1項又は第2項の規定により認定した収入の額が令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したときは、使用者は、その収入の額の認定を求めることができる。</p>

改正後	改正前																				
<p>7 第5項の規定による収入の額の認定及び前項の規定による請求に基づく収入の額の認定については、第1項から第4項までの規定を準用する。</p> <p>(使用料の納入期限)</p> <p>第11条 使用料は、毎月末日までに当該月分を納入しなければならない。ただし、その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後その日に最も近い休日でない日までに納入しなければならない。</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより第10条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 収入の額(使用者若しくは同居する親族又は第5条第4項の規定により区長が同居予定者とみなした者であって現に同居するもの(以下この項においてこれらの者を「使用者等」という。)が疾病にかかり長期にわたり療養を要し、若しくは災害により容易に回復し難い損害を受けたため、特に費用を要する場合又はこれらに準ずる特別な事情がある場合にあつては、そのために要する費用として区長が認定した額を収入の額から控除した額。以下この号及び第3号において同じ。)が次の表の左欄に定める額である場合(次号に該当する場合を除く。) 同表右欄に定める額への減額</p> <table border="1" data-bbox="174 1203 1066 1436"> <thead> <tr> <th>収入の額</th> <th>減額後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42,000円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>42,000円を超え48,000円以下</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>48,000円を超え54,000円以下</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>54,000円を超え60,000円以下</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入の額	減額後の額	42,000円以下	10,000円	42,000円を超え48,000円以下	12,000円	48,000円を超え54,000円以下	14,000円	54,000円を超え60,000円以下	16,000円	<p>7 第5項の規定による収入の額の認定及び前項の規定による請求に基づく収入の額の認定については、第1項から第4項までの規定を準用する。</p> <p>(使用料の納入期限)</p> <p>第11条 使用料は、毎月末日までに当該月分を納入しなければならない。ただし、その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後その日に最も近い休日でない日までに納入しなければならない。</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより第10条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 収入の額(使用者若しくは同居する親族又は第5条第4項の規定により区長が同居予定者とみなした者であつて現に同居するもの(以下この項においてこれらの者を「使用者等」という。)が疾病にかかり長期にわたり療養を要し、若しくは災害により容易に回復し難い損害を受けたため、特に費用を要する場合又はこれらに準ずる特別な事情がある場合にあつては、そのために要する費用として区長が認定した額を収入の額から控除した額。以下この号及び第3号において同じ。)が次の表の左欄に定める額である場合(次号に該当する場合を除く。) 同表右欄に定める額への減額</p> <table border="1" data-bbox="1176 1203 2067 1436"> <thead> <tr> <th>収入の額</th> <th>減額後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42,000円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>42,000円を超え48,000円以下</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>48,000円を超え54,000円以下</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>54,000円を超え60,000円以下</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入の額	減額後の額	42,000円以下	10,000円	42,000円を超え48,000円以下	12,000円	48,000円を超え54,000円以下	14,000円	54,000円を超え60,000円以下	16,000円
収入の額	減額後の額																				
42,000円以下	10,000円																				
42,000円を超え48,000円以下	12,000円																				
48,000円を超え54,000円以下	14,000円																				
54,000円を超え60,000円以下	16,000円																				
収入の額	減額後の額																				
42,000円以下	10,000円																				
42,000円を超え48,000円以下	12,000円																				
48,000円を超え54,000円以下	14,000円																				
54,000円を超え60,000円以下	16,000円																				

改正後		改正前	
60,000円を超え65,000円以下	18,000円	60,000円を超え65,000円以下	18,000円
<p>(2) 生活保護法による住宅扶助を受けている場合 当該住宅扶助を受けている額への減額</p> <p>(3) 使用者の収入の額が36,000円以下で、かつ、区長が特に必要があると認めた場合（前号に該当する場合を除く。） 免除</p> <p>(4) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上区営住宅の一部を使用することができない場合 使用料の5割に相当する額の範囲内において区長が定める額への減額</p> <p>(5) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上区営住宅の全部を使用することができない場合 免除</p> <p>(6) 収入の額が158,000円以下で、かつ、次の事由のいずれかに該当する場合 使用料の5割に相当する額への減額</p> <p><u>ア</u> 使用者が小学校就学の始期に達するまでの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）若しくは同法第134条に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）に就学している2人以上の未成年者（高等学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない者である場合</p> <p><u>イ</u> 使用者等のうち一人が65歳以上で、かつ、疾病等のため常時就床の状況にある者で介護を必要とするものである場合</p> <p><u>ウ</u> 使用者等のうち一人が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1、別表第3若しくは別表第5に掲げる疾病（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成26年東京都規則第200号）附則第</p>		<p>(2) 生活保護法による住宅扶助を受けている場合 当該住宅扶助を受けている額への減額</p> <p>(3) 使用者の収入の額が36,000円以下で、かつ、区長が特に必要があると認めた場合（前号に該当する場合を除く。） 免除</p> <p>(4) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上区営住宅の一部を使用することができない場合 使用料の5割に相当する額の範囲内において区長が定める額への減額</p> <p>(5) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上区営住宅の全部を使用することができない場合 免除</p> <p>(6) 収入の額が158,000円以下で、かつ、次の事由のいずれかに該当する場合 使用料の5割に相当する額への減額</p> <p><u>イ</u> 使用者が小学校就学の始期に達するまでの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）若しくは同法第134条に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）に就学している2人以上の未成年者（高等学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない者である場合</p> <p><u>ロ</u> 使用者等のうち一人が65歳以上で、かつ、疾病等のため常時就床の状況にある者で介護を必要とするものである場合</p> <p><u>ハ</u> 使用者等のうち一人が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1、別表第3若しくは別表第5に掲げる疾病（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成26年東京都規則第200号）附則第</p>	

改正後	改正前
<p>3項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費助成に係る同規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1の第1類に掲げる疾病を含む。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている者で、常時介護を必要とするものである場合</p> <p><b>エ</b> 使用者等のうち一人が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者又は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第2条に規定する疾病にかかっている者で、常時介護を必要とするものである場合</p> <p><b>オ</b> 使用者等のうち一人が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級若しくは2級のもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の1級若しくは2級のもの又は東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている知的障害の程度が同要綱別表第1の1度から3度までのもので、介護を必要とするものである場合</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認める場合 区長が相当と認める額への減額</p>	<p>3項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費助成に係る同規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1の第1類に掲げる疾病を含む。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている者で、常時介護を必要とするものである場合</p> <p><b>ニ</b> 使用者等のうち一人が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者又は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第2条に規定する疾病にかかっている者で、常時介護を必要とするものである場合</p> <p><b>ホ</b> 使用者等のうち一人が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級若しくは2級のもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の1級若しくは2級のもの又は東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている知的障害の程度が同要綱別表第1の1度から3度までのもので、介護を必要とするものである場合</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認める場合 区長が相当と認める額への減額</p>

改正後	改正前
2 前項の規定による減額又は免除の期間は、規則で定める。	2 前項の規定による減額又は免除の期間は、規則で定める。
3 区長は、第1項各号のいずれかに該当する場合は、6月を超えない範囲内において使用料の徴収を猶予することができる。	3 区長は、第1項各号のいずれかに該当する場合は、6月を超えない範囲内において使用料の徴収を猶予することができる。
4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金を免除することができる。 (1) 生活保護法による住宅扶助を受けている場合 (2) 前号のほか、区長が特に必要があると認めた場合	4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金を免除することができる。 (1) 生活保護法による住宅扶助を受けている場合 (2) 前号のほか、区長が特に必要があると認めた場合
5 第3項の規定は、保証金の徴収の猶予について準用する。	5 第3項の規定は、保証金の徴収の猶予について準用する。
第12条の2 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、令第12条及び令第16条第2項に定めるところにより使用料を減額するものとする。	第12条の2 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、令第12条及び令第16条第2項に定めるところにより使用料を減額するものとする。
(1) 法第40条第1項の規定により区営住宅建替事業に係る区営住宅の使用者に新たに整備された区営住宅を使用させる場合において、新たに使用する区営住宅の使用料の額が従前の区営住宅の使用料の額を超えることとなり、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると区長が認めるとき。	(1) 法第40条第1項の規定により区営住宅建替事業に係る区営住宅の使用者に新たに整備された区営住宅を使用させる場合において、新たに使用する区営住宅の使用料の額が従前の区営住宅の使用料の額を超えることとなり、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると区長が認めるとき。
(2) 法第44条第3項の規定による区営住宅の用途の廃止による区営住宅の除却に伴い当該区営住宅の使用者に他の区営住宅を使用させる場合において、新たに使用する区営住宅の使用料の額が従前の区営住宅の使用料の額を超えることとなり、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると区長が認めるとき。	(2) 法第44条第3項の規定による区営住宅の用途の廃止による区営住宅の除却に伴い当該区営住宅の使用者に他の区営住宅を使用させる場合において、新たに使用する区営住宅の使用料の額が従前の区営住宅の使用料の額を超えることとなり、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると区長が認めるとき。
(修繕費用の負担)	(修繕費用の負担)
第12条の3 区営住宅及び共同施設（以下「区営住宅等」という。）の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、区の負担とする。	第12条の3 区営住宅及び共同施設（以下「区営住宅等」という。）の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、区の負担とする。
2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る区営住宅の修繕に要する費用の区の負担については、区長が別に定める。	2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る区営住宅の修繕に要する費用の区の負担については、区長が別に定める。

改正後	改正前
<p>3 前2項の規定にかかわらず、使用者又は同居者の責めに帰すべき事由によって第1項又は前項に規定する修繕の必要が生じた場合は、当該修繕に要する費用は、使用者の負担とする。ただし、区長が使用者に負担させることが適当でないと認めたものについては、その全部又は一部を使用者に負担させないことができる。</p> <p>(その他の費用)</p> <p>第13条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(1) 区営住宅等の修繕に要する費用（前条の規定により区が負担するものを除く。）</p> <p>(2) 電気、ガス及び上下水道の使用料</p> <p>(3) し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用</p> <p>(4) 給水施設、し尿浄化施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用及び維持に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が定める費用</p> <p>2 区長は、前項第1号又は第4号の費用のうち、使用者に負担させることが適当でないと認めたものについては、その全部又は一部を使用者に負担させないことができる。</p> <p>第14条 区長は、前条第1項各号の費用のうち、使用者の共通の利益を図るため、特に必要と認めるものを共益費として使用者から徴収する。</p> <p>2 共益費は、毎月末日までに当該月分を使用料とともに納入しなければならない。第11条ただし書の規定は、この場合に準用する。</p> <p>第5章 使用者の義務</p> <p>(保管義務)</p> <p>第15条 使用者は、区営住宅等について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、区営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、使用者はその負担において</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、使用者又は同居者の責めに帰すべき事由によって第1項又は前項に規定する修繕の必要が生じた場合は、当該修繕に要する費用は、使用者の負担とする。ただし、区長が使用者に負担させることが適当でないと認めたものについては、その全部又は一部を使用者に負担させないことができる。</p> <p>(その他の費用)</p> <p>第13条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(1) 区営住宅等の修繕に要する費用（前条の規定により区が負担するものを除く。）</p> <p>(2) 電気、ガス及び上下水道の使用料</p> <p>(3) し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用</p> <p>(4) 給水施設、し尿浄化施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用及び維持に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が定める費用</p> <p>2 区長は、前項第1号又は第4号の費用のうち、使用者に負担させることが適当でないと認めたものについては、その全部又は一部を使用者に負担させないことができる。</p> <p>第14条 区長は、前条第1項各号の費用のうち、使用者の共通の利益を図るため、特に必要と認めるものを共益費として使用者から徴収する。</p> <p>2 共益費は、毎月末日までに当該月分を使用料とともに納入しなければならない。第11条ただし書の規定は、この場合に準用する。</p> <p>第5章 使用者の義務</p> <p>(保管義務)</p> <p>第15条 使用者は、区営住宅等について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、区営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、使用者はその負担において</p>

改正後	改正前
これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (転貸等の禁止)	これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (転貸等の禁止)
第16条 使用者は、区営住宅を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。	第16条 使用者は、区営住宅を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。
(同居の承認)	(同居の承認)
第16条の2 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。	第16条の2 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。
2 区長は、前項の規定により新たに同居させようとする入居の際の同居者以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。	2 区長は、前項の規定により新たに同居させようとする入居の際の同居者以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
(使用の権利の承継)	(使用の権利の承継)
第17条 区営住宅の使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者で引き続き当該区営住宅を使用することを希望するものは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。	第17条 区営住宅の使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者で引き続き当該区営住宅を使用することを希望するものは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。
2 区長は、前項の規定により引き続き使用することを希望する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。	2 区長は、前項の規定により引き続き使用することを希望する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
(その他の義務)	(その他の義務)
第18条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。	第18条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。
(1) 区営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。	(1) 区営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。
(2) 区営住宅の模様替えをし、又は区営住宅にその他の工作を加えようとするとき。	(2) 区営住宅の模様替えをし、又は区営住宅にその他の工作を加えようとするとき。
(3) 区営住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。	(3) 区営住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
2 使用者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす	2 使用者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす

改正後	改正前
<p>行為をしてはならない。</p> <p>3 使用者は、区営住宅を1月以上使用しない場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、区長に届出をしなければならない。</p> <p>第6章 使用関係の終了 (住宅の返還)</p> <p>第19条 使用者が区営住宅を返還しようとする場合は、返還しようとする日の14日前までに区長に届け出て、当該住宅の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、使用者はその負担において区営住宅を原状に復さなければならない。 (保証金の返還等)</p> <p>第20条 保証金は、区営住宅の返還の日において存する未納の使用料(次条第4項の規定により徴収する金銭及び第25条第2項の規定により徴収する金銭を含む。第3項において同じ。)、共益費及び賠償金を控除してこれを返還する。</p> <p>2 前項の規定により返還する保証金には、利子を付けない。</p> <p>3 保証金の額が未納の使用料、共益費及び賠償金を償うに足りない場合は、使用者は直ちにその不足額を納入しなければならない。 (明渡請求)</p> <p>第21条 区長は、使用者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者に対して、使用の承認を取り消し、区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 法第32条第1項第1号から第4号まで又は第6号に該当するとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく、2月以上区営住宅を使用しないとき。</p> <p>(3) 住宅を取得したとき。</p> <p>(4) 暴力団員であることが判明したとき。</p>	<p>行為をしてはならない。</p> <p>3 使用者は、区営住宅を1月以上使用しない場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、区長に届出をしなければならない。</p> <p>第6章 使用関係の終了 (住宅の返還)</p> <p>第19条 使用者が区営住宅を返還しようとする場合は、返還しようとする日の14日前までに区長に届け出て、当該住宅の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、使用者はその負担において区営住宅を原状に復さなければならない。 (保証金の返還等)</p> <p>第20条 保証金は、区営住宅の返還の日において存する未納の使用料(次条第4項の規定により徴収する金銭及び第25条第2項の規定により徴収する金銭を含む。第3項において同じ。)、共益費及び賠償金を控除してこれを返還する。</p> <p>2 前項の規定により返還する保証金には、利子を付けない。</p> <p>3 保証金の額が未納の使用料、共益費及び賠償金を償うに足りない場合は、使用者は直ちにその不足額を納入しなければならない。 (明渡請求)</p> <p>第21条 区長は、使用者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者に対して、使用の承認を取り消し、区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 法第32条第1項第1号から第4号まで又は第6号に該当するとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく、2月以上区営住宅を使用しないとき。</p> <p>(3) 住宅を取得したとき。</p> <p>(4) 暴力団員であることが判明したとき。</p>

改正後	改正前
(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく区長の指示に従わないとき。	(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく区長の指示に従わないとき。
(6) 前各号に掲げるもののほか、区営住宅の管理上必要があるとき。 2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該区営住宅を明け渡さなければならない。	(6) 前各号に掲げるもののほか、区営住宅の管理上必要があるとき。 2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該区営住宅を明け渡さなければならない。
3 第1項の規定により明渡しの請求を受けた使用者は、明渡しに係る損害の賠償を区長に対して請求することができない。	3 第1項の規定により明渡しの請求を受けた使用者は、明渡しに係る損害の賠償を区長に対して請求することができない。
4 区長は、法第32条第1項第1号の規定により第1項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するものとする。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。	4 区長は、法第32条第1項第1号の規定により第1項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するものとする。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。
5 区長は、法第32条第1項第2号から第4号までに該当することにより、又は第1項第2号から第6号までに該当することにより同項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で区長が定める額の金銭を徴収するものとする。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。	5 区長は、法第32条第1項第2号から第4号までに該当することにより、又は第1項第2号から第6号までに該当することにより同項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で区長が定める額の金銭を徴収するものとする。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。
6 区長は、法第32条第1項第6号に該当することにより第1項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6月前の日までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。	6 区長は、法第32条第1項第6号に該当することにより第1項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6月前の日までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。
7 区長は、区営住宅の借上げに係る契約が終了する場合は、当該区営住宅の賃貸人に代わって、使用者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をするものとする。	7 区長は、区営住宅の借上げに係る契約が終了する場合は、当該区営住宅の賃貸人に代わって、使用者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をするものとする。

改正後	改正前
<p>第7章 収入超過者に対する措置等 (収入超過者等に対する通知)</p> <p>第21条の2 区長は、区営住宅を使用している期間が引き続き3年以上である使用者で、第10条の3の規定により認定した収入の額が第5条第1項第2号アに掲げる場合にあつては同号アに定める金額を、同号イに掲げる場合にあつては同号イに定める金額を、同号ウに掲げる場合にあつては同号ウに定める金額を超えるもの(以下「収入超過者」という。)に対して、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 区長は、区営住宅を使用している期間が引き続き5年以上である使用者で、第10条の3の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条に定める収入の基準を超えるもの(以下「高額所得者」という。)に対して、その旨を通知するものとする。</p> <p>(収入超過者の明渡努力義務)</p> <p>第22条 収入超過者は、当該区営住宅を明け渡すように努めなければならない。</p> <p>(収入超過者の使用料)</p> <p>第23条 収入超過者が区営住宅を引き続き使用している場合の毎月の使用料は、第10条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第10条の3の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項及び第3項並びに令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。</p> <p>2 第12条第1項から第3項までの規定は、前項に規定する使用料について準用する。</p> <p>(高額所得者に対する明渡請求等)</p> <p>第24条 区長は、高額所得者に対して、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、明渡しの期限は、明渡しを請求する日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。</p>	<p>第7章 収入超過者に対する措置等 (収入超過者等に対する通知)</p> <p>第21条の2 区長は、区営住宅を使用している期間が引き続き3年以上である使用者で、第10条の3の規定により認定した収入の額が第5条第1項第2号イに掲げる場合にあつては同号イに定める金額を、同号ロに掲げる場合にあつては同号ロに定める金額を、同号ハに掲げる場合にあつては同号ハに定める金額を超えるもの(以下「収入超過者」という。)に対して、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 区長は、区営住宅を使用している期間が引き続き5年以上である使用者で、第10条の3の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条に定める収入の基準を超えるもの(以下「高額所得者」という。)に対して、その旨を通知するものとする。</p> <p>(収入超過者の明渡努力義務)</p> <p>第22条 収入超過者は、当該区営住宅を明け渡すように努めなければならない。</p> <p>(収入超過者の使用料)</p> <p>第23条 収入超過者が区営住宅を引き続き使用している場合の毎月の使用料は、第10条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第10条の3の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項及び第3項並びに令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。</p> <p>2 第12条第1項から第3項までの規定は、前項に規定する使用料について準用する。</p> <p>(高額所得者に対する明渡請求等)</p> <p>第24条 区長は、高額所得者に対して、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、明渡しの期限は、明渡しを請求する日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 区長は、前項の規定により明渡しを請求しようとする場合は、あらかじめ第51条に規定する世田谷区区営住宅高額所得者審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定による明渡しの請求を受けた使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の申出により明渡しの期限を延長することができる。</p> <p>(1) 使用者又は同居者が病気にかかっているとき。</p> <p>(2) 使用者又は同居者が災害により損害を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、特別の事情があるとき。</p> <p>4 前項各号の場合において、区長は、特に必要があると認めたときは、明渡しの請求を取り消すことができる。</p> <p>(高額所得者の使用料等)</p>	<p>2 区長は、前項の規定により明渡しを請求しようとする場合は、あらかじめ第51条に規定する世田谷区区営住宅高額所得者審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定による明渡しの請求を受けた使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の申出により明渡しの期限を延長することができる。</p> <p>(1) 使用者又は同居者が病気にかかっているとき。</p> <p>(2) 使用者又は同居者が災害により損害を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、特別の事情があるとき。</p> <p>4 前項各号の場合において、区長は、特に必要があると認めたときは、明渡しの請求を取り消すことができる。</p> <p>(高額所得者の使用料等)</p>
<p>第25条 高額所得者が区営住宅を引き続き使用している場合の毎月の使用料は、第10条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 区長は、前条第1項の規定による明渡しの請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても区営住宅を明け渡さない場合は、同項の期限が到来した日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。</p> <p>3 第12条第1項から第3項までの規定は、第1項に規定する使用料及び前項に規定する金銭について準用する。</p> <p>(期間通算)</p>	<p>第25条 高額所得者が区営住宅を引き続き使用している場合の毎月の使用料は、第10条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 区長は、前条第1項の規定による明渡しの請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても区営住宅を明け渡さない場合は、同項の期限が到来した日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。</p> <p>3 第12条第1項から第3項までの規定は、第1項に規定する使用料及び前項に規定する金銭について準用する。</p> <p>(期間通算)</p>
<p>第26条 法第24条第1項に規定する者に他の区営住宅の使用を承認した場合における第21条の2の規定の適用については、その者が区営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による区営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき区営住宅を使用していた</p>	<p>第26条 法第24条第1項に規定する者に他の区営住宅の使用を承認した場合における第21条の2の規定の適用については、その者が区営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による区営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき区営住宅を使用していた</p>

改正後	改正前
<p>期間は、その者が明渡し後に使用を承認された当該他の区営住宅を使用している期間に通算する。</p> <p>2 法第40条第1項の規定による申出をした者に区営住宅建替事業により新たに整備された区営住宅の使用を承認した場合における第21条の2の規定の適用については、その者が当該区営住宅建替事業により除却すべき区営住宅を使用していた期間は、その者が当該新たに整備された区営住宅を使用している期間に通算する。</p> <p>3 前2項に定める場合のほか、この条例の規定により使用者が引き続き他の区営住宅の使用を承認された場合（他の区営住宅の使用を承認される前に一時的に仮住居に入居した場合を含む。）における第21条の2の規定の適用については、その者が従前の区営住宅を使用していた期間は、その者が当該新たに使用を承認された区営住宅を使用している期間に通算する。</p>	<p>期間は、その者が明渡し後に使用を承認された当該他の区営住宅を使用している期間に通算する。</p> <p>2 法第40条第1項の規定による申出をした者に区営住宅建替事業により新たに整備された区営住宅の使用を承認した場合における第21条の2の規定の適用については、その者が当該区営住宅建替事業により除却すべき区営住宅を使用していた期間は、その者が当該新たに整備された区営住宅を使用している期間に通算する。</p> <p>3 前2項に定める場合のほか、この条例の規定により使用者が引き続き他の区営住宅の使用を承認された場合（他の区営住宅の使用を承認される前に一時的に仮住居に入居した場合を含む。）における第21条の2の規定の適用については、その者が従前の区営住宅を使用していた期間は、その者が当該新たに使用を承認された区営住宅を使用している期間に通算する。</p>
<p>第8章 区営住宅建替事業に伴う明渡請求 （明渡しの期限）</p>	<p>第8章 区営住宅建替事業に伴う明渡請求 （明渡しの期限）</p>
<p>第27条 区長は、法第38条第1項の規定に基づき、使用者に対して、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、明渡しの期限は、明渡請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。</p>	<p>第27条 区長は、法第38条第1項の規定に基づき、使用者に対して、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、明渡しの期限は、明渡請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。</p>
<p>第8章の2 駐車場の使用 （駐車場の使用）</p>	<p>第8章の2 駐車場の使用 （駐車場の使用）</p>
<p>第27条の2 区営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 使用しようとする駐車場が設置されている区営住宅の利用者若しくは同居者又は当該区営住宅と同じ敷地に区が設置した住宅（以下「隣接住宅」という。）の利用者若しくは同居者で、自己の自動車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車をいう。）を所有しているもの又は</p>	<p>第27条の2 区営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 使用しようとする駐車場が設置されている区営住宅の利用者若しくは同居者又は当該区営住宅と同じ敷地に区が設置した住宅（以下「隣接住宅」という。）の利用者若しくは同居者で、自己の自動車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車をいう。）を所有しているもの又は</p>

改正後	改正前
<p>所有する見込みがあるものであること。</p> <p>(2) 区営住宅又は隣接住宅の使用料又は共益費を滞納していないこと。</p> <p>(3) 自己又は同居する者が車いすを使用する者その他の歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「車いす使用者等」という。）であること（車いす使用者等の使用に供するために設置する駐車場に限る。）。</p> <p>(4) 暴力団員でないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたこと。</p> <p>2 駐車場を使用しようとする者は、区長に対して、使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 駐車場の使用は、1世帯1台分限りとする。</p> <p>4 駐車場の使用の承認を受けた者は、近隣の民間駐車場の料金水準等を考慮して規則で定める額の使用料を納入しなければならない。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。</p> <p>5 区長は、車いす使用者等が駐車場を使用する場合で、かつ、区長が必要があると認めた場合は、駐車場の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の行為により駐車場の使用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく、1月以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>(4) 駐車場又はその附帯設備を故意に損傷したとき。</p> <p>(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく区長の指示に従わないとき。</p> <p>(6) 第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。</p>	<p>所有する見込みがあるものであること。</p> <p>(2) 区営住宅又は隣接住宅の使用料又は共益費を滞納していないこと。</p> <p>(3) 自己又は同居する者が車いすを使用する者その他の歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「車いす使用者等」という。）であること（車いす使用者等の使用に供するために設置する駐車場に限る。）。</p> <p>(4) 暴力団員でないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたこと。</p> <p>2 駐車場を使用しようとする者は、区長に対して、使用の申請をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 駐車場の使用は、1世帯1台分限りとする。</p> <p>4 駐車場の使用の承認を受けた者は、近隣の民間駐車場の料金水準等を考慮して規則で定める額の使用料を納入しなければならない。この場合においては、第10条第4項から第6項まで及び第11条の規定を準用する。</p> <p>5 区長は、車いす使用者等が駐車場を使用する場合で、かつ、区長が必要があると認めた場合は、駐車場の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の行為により駐車場の使用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく、1月以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>(4) 駐車場又はその附帯設備を故意に損傷したとき。</p> <p>(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく区長の指示に従わないとき。</p> <p>(6) 第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。</p>

改正後	改正前
<p>(7) 前各号のほか、駐車場の管理上必要があるとき。 7 第19条の規定は、駐車場の返還について準用する。</p> <p>第9章 指定管理者 (指定管理者による管理)</p> <p>第28条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区営住宅の管理を行わせることができる。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第29条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区営住宅の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 区営住宅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 (2) 区営住宅の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)</p> <p>第30条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 区営住宅等の保全、修繕及び改良に関する業務</p>	<p>(7) 前各号のほか、駐車場の管理上必要があるとき。 7 第19条の規定は、駐車場の返還について準用する。</p> <p>第9章 指定管理者 (指定管理者による管理)</p> <p>第28条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区営住宅の管理を行わせることができる。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第29条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区営住宅の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 区営住宅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 (2) 区営住宅の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)</p> <p>第30条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 区営住宅等の保全、修繕及び改良に関する業務</p>

改正後	改正前
(2) 使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関する業務	(2) 使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関する業務
(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区営住宅の適正な管理を行わなければならない。	2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区営住宅の適正な管理を行わなければならない。
第10章 区営住宅等の整備基準	第10章 区営住宅等の整備基準
(区営住宅等の整備基準)	(区営住宅等の整備基準)
第31条 区営住宅等の整備基準（法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準をいう。）は、この章に定めるところによる。	第31条 区営住宅等の整備基準（法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準をいう。）は、この章に定めるところによる。
(健全な地域社会の形成)	(健全な地域社会の形成)
第32条 区営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。	第32条 区営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。
(良好な居住環境の確保)	(良好な居住環境の確保)
第33条 区営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。	第33条 区営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。
(費用の縮減への配慮)	(費用の縮減への配慮)
第34条 区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。	第34条 区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。
(位置の選定)	(位置の選定)
第35条 区営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地を可能な限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他使用者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。	第35条 区営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地を可能な限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他使用者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。
(敷地の安全等)	(敷地の安全等)
第36条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土	第36条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土

改正後	改正前
<p>地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。 (住棟等の基準)</p>	<p>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。 (住棟等の基準)</p>
<p>第37条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。 (住宅の基準)</p>	<p>第37条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。 (住宅の基準)</p>
<p>第38条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>第38条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じるものとする。</p>
<p>2 住宅には、住宅に係るエネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギー源の利用その他の地球環境の保全に寄与するための措置を講じるものとする。</p>	<p>2 住宅には、住宅に係るエネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギー源の利用その他の地球環境の保全に寄与するための措置を講じるものとする。</p>
<p>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。</p>	<p>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。</p>
<p>4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じるものとする。</p>	<p>4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じるものとする。</p>
<p>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じるものとする。 (住戸の基準)</p>	<p>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じるものとする。 (住戸の基準)</p>
<p>第39条 区営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同で利用することに適した台所及び浴室を設ける場合</p>	<p>第39条 区営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同で利用することに適した台所及び浴室を設ける場合</p>

改正後	改正前
<p>は、この限りでない。</p> <p>2 区営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同で利用することに適した台所又は浴室を設けることにより、各住戸に台所又は浴室を設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸に台所又は浴室を設けることを要しない。</p> <p>3 区営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じるものとする。 (住戸内の各部)</p> <p>第40条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じるものとする。 (共用部分)</p> <p>第41条 区営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。 (附帯施設)</p> <p>第42条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。</p> <p>2 前項の附帯施設は、使用者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。 (児童遊園)</p> <p>第43条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、使用者の利便及び児童等の安全を確保したものとする。 (集会所)</p> <p>第44条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び</p>	<p>は、この限りでない。</p> <p>2 区営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同で利用することに適した台所又は浴室を設けることにより、各住戸に台所又は浴室を設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸に台所又は浴室を設けることを要しない。</p> <p>3 区営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じるものとする。 (住戸内の各部)</p> <p>第40条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じるものとする。 (共用部分)</p> <p>第41条 区営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。 (附帯施設)</p> <p>第42条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。</p> <p>2 前項の附帯施設は、使用者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。 (児童遊園)</p> <p>第43条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、使用者の利便及び児童等の安全を確保したものとする。 (集会所)</p> <p>第44条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び</p>

改正後	改正前
<p>形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、使用者の利便を確保したものとする。</p>	<p>形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、使用者の利便を確保したものとする。</p>
<p>(広場及び緑地)</p>	<p>(広場及び緑地)</p>
<p>第45条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持及び増進に資するように考慮するものとする。</p>	<p>第45条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持及び増進に資するように考慮するものとする。</p>
<p>(通路)</p>	<p>(通路)</p>
<p>第46条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。</p>	<p>第46条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。</p>
<p>2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。</p>	<p>2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。</p>
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第47条 区営住宅の買取り（区営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び附帯施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得することを含む。以下同じ。）又は区営住宅の借上げ（区営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。以下同じ。）に係る区営住宅については、区長が特に必要と認めたときは、第38条第2項から第5項まで、第39条第3項、第40条及び第41条の規定は適用しない。ただし、当該区営住宅の買取り又は区営住宅の借上げに係る区営住宅が、区営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設に係るものであるときは、この限りでない。</p>	<p>第47条 区営住宅の買取り（区営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び附帯施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得することを含む。以下同じ。）又は区営住宅の借上げ（区営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。以下同じ。）に係る区営住宅については、区長が特に必要と認めたときは、第38条第2項から第5項まで、第39条第3項、第40条及び第41条の規定は適用しない。ただし、当該区営住宅の買取り又は区営住宅の借上げに係る区営住宅が、区営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設に係るものであるときは、この限りでない。</p>
<p>第11章 雑則</p>	<p>第11章 雑則</p>
<p>(住宅の検査)</p>	<p>(住宅の検査)</p>
<p>第48条 区長は、区営住宅の管理上必要があると認めたときは、区職員のうちから区長が指定した者若しくは指定管理者に区営住宅の検</p>	<p>第48条 区長は、区営住宅の管理上必要があると認めたときは、区職員のうちから区長が指定した者若しくは指定管理者に区営住宅の検</p>

改正後	改正前
<p>査をさせ、又は使用者若しくは同居者に対して必要な指示をさせることができる。</p>	<p>査をさせ、又は使用者若しくは同居者に対して必要な指示をさせることができる。</p>
<p>2 前項の検査において、現に使用している区営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該区営住宅の使用者又は同居者の承認を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の検査において、現に使用している区営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該区営住宅の使用者又は同居者の承認を受けなければならない。</p>
<p>3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、それを提示しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、それを提示しなければならない。</p>
<p>(承認等に関する意見聴取)</p>	<p>(承認等に関する意見聴取)</p>
<p>第49条 区長は、第6条第1項の規定による使用の承認をしようとするとき、又は現に区営住宅を使用している者(同居する者を含む。)について、区長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項第5号、第16条の2第2項、第17条第2項、第21条第1項第4号及び第27条の2第1項第4号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。</p>	<p>第49条 区長は、第6条第1項の規定による使用の承認をしようとするとき、又は現に区営住宅を使用している者(同居する者を含む。)について、区長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項第5号、第16条の2第2項、第17条第2項、第21条第1項第4号及び第27条の2第1項第4号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。</p>
<p>(区長への意見)</p>	<p>(区長への意見)</p>
<p>第50条 警視総監は、区営住宅を使用しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に使用している者(同居する者を含む。)について、第5条第1項第5号、第16条の2第2項、第17条第2項、第21条第1項第4号及び第27条の2第1項第4号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>第50条 警視総監は、区営住宅を使用しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に使用している者(同居する者を含む。)について、第5条第1項第5号、第16条の2第2項、第17条第2項、第21条第1項第4号及び第27条の2第1項第4号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べることができる。</p>
<p>(世田谷区区営住宅高額所得者審査会)</p>	<p>(世田谷区区営住宅高額所得者審査会)</p>
<p>第51条 高額所得者に対する明渡しの請求の公正を期すため、区長の附属機関として世田谷区区営住宅高額所得者審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>第51条 高額所得者に対する明渡しの請求の公正を期すため、区長の附属機関として世田谷区区営住宅高額所得者審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>
<p>2 審査会は、区長の諮問に応じ、高額所得者に対する明渡しの請求に関する事項を調査審議する。</p>	<p>2 審査会は、区長の諮問に応じ、高額所得者に対する明渡しの請求に関する事項を調査審議する。</p>

改正後	改正前
<p>3 審査会は、学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。</p>	<p>3 審査会は、学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。</p>
<p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第52条 使用者又は駐車場の使用の承認を受けた者が詐欺その他の不正の行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。</p>	<p>第52条 使用者又は駐車場の使用の承認を受けた者が詐欺その他の不正の行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第53条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第53条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則 (平成30年10月1日条例第65号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成30年10月1日条例第65号) この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和2年3月4日条例第19号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和2年3月4日条例第19号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和3年9月30日条例第52号) この条例は、令和3年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和3年9月30日条例第52号) この条例は、令和3年10月1日から施行する。</p>
<p><u>附 則 (令和7年*月*日条例第**号)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定は、同年5月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>2 この条例の施行の前に、世田谷区営船橋五丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</u></p>	

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
世田谷区菅粕谷四丁目アパート	東京都世田谷区粕谷四丁目11番8号	18	世田谷区菅粕谷四丁目アパート	東京都世田谷区粕谷四丁目11番8号	18
世田谷区菅桜丘二丁目アパート	東京都世田谷区桜丘二丁目13番1号	18	世田谷区菅桜丘二丁目アパート	東京都世田谷区桜丘二丁目13番1号	18
世田谷区菅桜新町一丁目アパート	東京都世田谷区桜新町一丁目4番1号	12	世田谷区菅桜新町一丁目アパート	東京都世田谷区桜新町一丁目4番1号	12
世田谷区菅鎌田二丁目アパート	東京都世田谷区鎌田二丁目21番10号	21	世田谷区菅鎌田二丁目アパート	東京都世田谷区鎌田二丁目21番10号	21
世田谷区菅桜上水三丁目アパート	東京都世田谷区桜上水三丁目10番10号	15	世田谷区菅桜上水三丁目アパート	東京都世田谷区桜上水三丁目10番10号	15
世田谷区菅宇奈根一丁目アパート	東京都世田谷区宇奈根一丁目19番1号及び2号	20	世田谷区菅宇奈根一丁目アパート	東京都世田谷区宇奈根一丁目19番1号及び2号	20
世田谷区菅砧七丁目アパート	東京都世田谷区砧七丁目14番1号	33	世田谷区菅砧七丁目アパート	東京都世田谷区砧七丁目14番1号	33
世田谷区菅深沢四丁目アパート	東京都世田谷区深沢四丁目17番1号、2号、4号及び5号	60	世田谷区菅深沢四丁目アパート	東京都世田谷区深沢四丁目17番1号、2号、4号及び5号	60
世田谷区菅赤堤一丁目アパート	東京都世田谷区赤堤一丁目37番11号	13	世田谷区菅赤堤一丁目アパート	東京都世田谷区赤堤一丁目37番11号	13
世田谷区菅八幡山三丁目第二アパート	東京都世田谷区八幡山三丁目32番26号	22	世田谷区菅八幡山三丁目第二アパート	東京都世田谷区八幡山三丁目32番26号	22
世田谷区菅用賀二丁目アパート	東京都世田谷区用賀二丁目22番1号及び2号	36	世田谷区菅用賀二丁目アパート	東京都世田谷区用賀二丁目22番1号及び2号	36
世田谷区菅用賀二丁目第二アパート	東京都世田谷区用賀二丁目23番17号及び22号並びに24番19号及び21号	72	世田谷区菅用賀二丁目第二アパート	東京都世田谷区用賀二丁目23番17号及び22号並びに24番19号及び21号	72

改正後			改正前		
世田谷区営大原一丁目アパート	東京都世田谷区大原一丁目12番2号	17	世田谷区営大原一丁目アパート	東京都世田谷区大原一丁目12番2号	17
世田谷区営玉川三丁目アパート	東京都世田谷区玉川三丁目27番1号	54	世田谷区営玉川三丁目アパート	東京都世田谷区玉川三丁目27番1号	54
世田谷区営北烏山一丁目第二アパート	東京都世田谷区北烏山一丁目5番1号及び2号	32	世田谷区営北烏山一丁目第二アパート	東京都世田谷区北烏山一丁目5番1号及び2号	32
世田谷区営桜新町二丁目アパート	東京都世田谷区桜新町二丁目13番15号	6	世田谷区営桜新町二丁目アパート	東京都世田谷区桜新町二丁目13番15号	6
世田谷区営弦巻三丁目第二アパート	東京都世田谷区弦巻三丁目15番7号及び8号	18	世田谷区営弦巻三丁目第二アパート	東京都世田谷区弦巻三丁目15番7号及び8号	18
世田谷区営シティコート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目8番5号E棟	52	世田谷区営シティコート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目8番5号E棟	52
世田谷区営上野毛福寿荘	東京都世田谷区上野毛四丁目14番7号	14	世田谷区営上野毛福寿荘	東京都世田谷区上野毛四丁目14番7号	14
世田谷区営リラ祖師谷	東京都世田谷区祖師谷五丁目2番16号	14	世田谷区営リラ祖師谷	東京都世田谷区祖師谷五丁目2番16号	14
世田谷区営フローレル北烏山	東京都世田谷区北烏山八丁目4番12号	20	世田谷区営フローレル北烏山	東京都世田谷区北烏山八丁目4番12号	20
世田谷区営北烏山八丁目アパート	東京都世田谷区北烏山八丁目9番1号、2号及び3号	57	世田谷区営北烏山八丁目アパート	東京都世田谷区北烏山八丁目9番1号、2号及び3号	57
世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	東京都世田谷区千歳台一丁目35番1号及び36番2号	38	世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	東京都世田谷区千歳台一丁目35番1号及び36番2号	38
世田谷区営弦巻二丁目アパート	東京都世田谷区弦巻二丁目15番1号	30	世田谷区営弦巻二丁目アパート	東京都世田谷区弦巻二丁目15番1号	30
世田谷区営アザレア経堂	東京都世田谷区経堂一丁目6番16号	17	世田谷区営アザレア経堂	東京都世田谷区経堂一丁目6番16号	17
世田谷区営パークサ	東京都世田谷区野沢三丁目	9	世田谷区営パークサ	東京都世田谷区野沢三丁目	9

改正後				改正前			
イド野沢	3番12号			イド野沢	3番12号		
世田谷区営アーク上北沢	東京都世田谷区上北沢一丁目25番14号	16		世田谷区営アーク上北沢	東京都世田谷区上北沢一丁目25番14号	16	
世田谷区営中町四丁目アパート	東京都世田谷区中町四丁目15番6号	13		世田谷区営中町四丁目アパート	東京都世田谷区中町四丁目15番6号	13	
世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	東京都世田谷区上祖師谷一丁目24番1号及び2号	27		世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	東京都世田谷区上祖師谷一丁目24番1号及び2号	27	
世田谷区営八幡山慶明館	東京都世田谷区八幡山三丁目18番19号	33		世田谷区営八幡山慶明館	東京都世田谷区八幡山三丁目18番19号	33	
世田谷区営ユアーズ若林	東京都世田谷区若林三丁目4番10号	17		世田谷区営ユアーズ若林	東京都世田谷区若林三丁目4番10号	17	
世田谷区営フローラ千歳台	東京都世田谷区千歳台三丁目18番11号	28		世田谷区営フローラ千歳台	東京都世田谷区千歳台三丁目18番11号	28	
世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目4番1号	18		世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目4番1号	18	
世田谷区営弦巻四丁目第三アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目5番5号	18		世田谷区営弦巻四丁目第三アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目5番5号	18	
世田谷区営ブラン深沢	東京都世田谷区深沢一丁目9番17号	27		世田谷区営ブラン深沢	東京都世田谷区深沢一丁目9番17号	27	
世田谷区営上用賀四丁目アパート	東京都世田谷区上用賀四丁目14番1号、2号及び3号	40		世田谷区営上用賀四丁目アパート	東京都世田谷区上用賀四丁目14番1号、2号及び3号	40	
世田谷区営新町一丁目アパート	東京都世田谷区新町一丁目6番16号、18号及び20号	48		世田谷区営新町一丁目アパート	東京都世田谷区新町一丁目6番16号、18号及び20号	48	
世田谷区営弦巻四丁目アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目32番1号	18		世田谷区営弦巻四丁目アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目32番1号	18	
世田谷区営上北沢五丁目アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目32番14号	18		世田谷区営上北沢五丁目アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目32番14号	18	

改正後			改正前		
世田谷区営世田谷二丁目アパート	東京都世田谷区世田谷二丁目27番15号及び16号	18	世田谷区営世田谷二丁目アパート	東京都世田谷区世田谷二丁目27番15号及び16号	18
世田谷区営八幡山一丁目アパート	東京都世田谷区八幡山一丁目13番1号	30	世田谷区営八幡山一丁目アパート	東京都世田谷区八幡山一丁目13番1号	30
世田谷区営ホープ大蔵	東京都世田谷区大蔵一丁目3番28号	20	世田谷区営ホープ大蔵	東京都世田谷区大蔵一丁目3番28号	20
世田谷区営コスモ北烏山	東京都世田谷区北烏山七丁目10番5号	20	世田谷区営コスモ北烏山	東京都世田谷区北烏山七丁目10番5号	20
世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目15番2号、3号、4号、6号及び7号	84	世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目15番2号、3号、4号、6号及び7号	84
世田谷区営上馬四丁目アパート	東京都世田谷区上馬四丁目37番1号及び2号	49	世田谷区営上馬四丁目アパート	東京都世田谷区上馬四丁目37番1号及び2号	49
世田谷区営桜丘五丁目第二アパート	東京都世田谷区桜丘五丁目45番1号及び2号	67	世田谷区営桜丘五丁目第二アパート	東京都世田谷区桜丘五丁目45番1号及び2号	67
世田谷区営上用賀五丁目アパート	東京都世田谷区上用賀五丁目14番1号及び2号	61	世田谷区営上用賀五丁目アパート	東京都世田谷区上用賀五丁目14番1号及び2号	61
世田谷区営上北沢一丁目アパート	東京都世田谷区上北沢一丁目25番1号	47	世田谷区営上北沢一丁目アパート	東京都世田谷区上北沢一丁目25番1号	47
世田谷区営玉川四丁目アパート	東京都世田谷区玉川四丁目16番7号	22	世田谷区営玉川四丁目アパート	東京都世田谷区玉川四丁目16番7号	22
世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	38	世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	38
世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	16	世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	16
<u>世田谷区営船橋五丁目アパート</u>	<u>東京都世田谷区船橋五丁目26番1号及び2号</u>	<u>118</u>			